

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律案（第3次一括法案）の概要

平成24年3月
内閣府地域主権戦略室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

地方自治体に対する義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、「施設・公物設置管理の基準」等について、これまで2次の見直しを実施してきたところ。

（第1次一括法（平成23年4月成立）、第2次一括法（平成23年8月成立））

第1次一括法附則第47条において、残された条項についても、できる限り速やかに見直しを行うこととされていることを受け、下記の3つの重点事項を中心に、第3次の見直しを行うもの。

2. 改正内容

義務付け・枠付けの更なる見直し(H23.11.29 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(69法律)を行う。

(1) 地方からの提言等に係る事項

- ・都道府県交通安全対策会議の知事が必要と認める者の任命
- ・指定居宅介護支援事業の人員・運営に関する基準の条例委任
- ・地域包括支援センターの基準の条例委任
- ・農業委員会選挙区の基準の見直し

(2) 通知・届出・報告、公示・公告等

- ・農用地利用規程の公告の義務の廃止
- ・宅地造成工事規制区域の指定の大臣への報告の義務の廃止

(3) 職員等の資格・定数等

- ・消防長及び消防署長の資格の条例委任
- ・私立学校審議会の委員の定数の廃止
- ・都道府県建築士審査会の委員の定数の廃止
- ・公害健康被害認定審査会の委員の上限数の廃止

(4) その他

- ・高齢者部分休業の期間の上限の廃止
- ・地方独立行政法人を非公務員型に移行する定款変更を可能に

3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日
- ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成25年4月1日 等